

＼令和 7 年度から／

市 税 の納め方が変わります！

※年金や給与から天引きされている方の変更はありません

重要な
お知らせ

武雄市では、市税の納付について、**住民税・固定資産税・国民健康保険税**の 3 税を
まとめて納めていただく『集合徴収方式』にて納付いただいています。

このような中、国はデジタル化を推進していくうえで、自治体システムの全国標準化を法律で定めました。
これにより、全国標準となる『単税徴収方式（税目ごとに別々に納める）』に変更することが必要となります。

これまで市報等で繰り返しお知らせしておりますが、
納付書送付の変更点・注意点等を加えておりますのでご確認ください。

令和 6 年度（今年度）まで

「集合徴収方式」（3 税をまとめて納める）による納付回数と納付月

税 目	納付回数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
住民税 固定資産税 国民健康保険税	10 回			1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期

令和 7 年度（R7.4 月）以降

「単税徴収方式」（税目ごとに別々に納める）による納付回数と納付月

税 目	納付回数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
住民税	4 回			1 期		2 期		3 期			4 期		
固定資産税	4 回		1 期		2 期					3 期		4 期	
国民健康保険税	10 回			1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期

※市税の年税額が変わるものではありません。



令和 7 年度以降の口座振替について

- 現在、口座振替で納付されている方は、改めて手続きをする必要はありません。
集合徴収方式である 3 税目が税目ごとに口座振替されるようになります。
- ただし、税目ごとに別の口座から振替を希望する場合や、新たに口座振替を希望される場合は手続きが必要です。
- これまでどおり、「**全期前納（1 年分一括払い）**」と「**期別納付（各期払い）**」が選択できます。
口座振替受付開始（令和 7 年度以降開始分）：**令和 7 年 2 月以降受付中**
※申込み当月からの登録は間に合いません。金融機関により 1 ～ 2 カ月程度登録に期間を要する場合がありますのでお早めに申込みください。

受付場所 / 振替を希望される市内の金融機関窓口、収納課（市役所 2 階）



納税通知書・納付書の変更について

令和 6 年度（今年度）まで

税 目	送付するもの			送付時期
住民税 固定資産税 国民健康保険税	納税通知書	+	全期前納用納付書 (1 年分一括払い用) (1 枚) + 各期払い用納付書 第 1 期分 (1 枚)	6 月中旬

令和 7 年度（R7.4 月）以降

税 目	送付するもの			送付時期
住民税	納税通知書	+	全期前納用納付書 (1 年分一括払い用) (1 枚) + 各期払い用納付書 1 年分まとめて送付 (4 枚)※	6 月中旬
固定資産税	納税通知書	+	全期前納用納付書 (1 年分一括払い用) (1 枚) + 各期払い用納付書 1 年分まとめて送付 (4 枚)※	5 月中旬 (1 か月早まります)
国民健康保険税	納税通知書	+	全期前納用納付書 (1 年分一括払い用) (1 枚) + 各期払い用納付書 1 年分まとめて送付 (10 枚)※	6 月中旬

※各期払い用納付書は少額の場合、上記枚数に満たない場合があります。



変更に伴う注意点

- 納税通知書と納付書は税目ごとに送付時期が異なります。
固定資産税については、1 カ月早まりますのでご注意ください。
- これまでどおり、「全期前納用納付書（1 年分一括払い）」と「各期払い用納付書」の 2 種類の納付書を送付します。どちらか**一方での納付**をお願いします。両方納めると納めすぎ（二重納付）になります。
- これまで各期ごとに送付していたものを、**1 年分まとめて一括で送付します。**
- 納税通知書と納付書を大切に保管していただき、各期の納期限までの納付をお願いします。
使用しない納付書は破棄していただき、納付後領収書も保管ください。
- 給与・年金から特別徴収（天引き）で納付している方の変更はありません。
- 口座振替で納付している方は、税目ごとに納税通知書のみ送付します。
- 市税の年税額が変わるものではありません。